



平成 27 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 サ ト ウ 食 品 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 元
(コード番号 2923 東証第二部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 副 本 部 長
兼 総 務 部 長 黒 川 正 幸
(TEL 025 - 275 - 1100)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 7 月 24 日開催予定の第 55 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また社外から広く適切な人材を招聘できるように、会社法第 427 条の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役、及び監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定として、変更案第 27 条及び変更案第 38 条を新設するものであります。

なお、変更案第 27 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 7 月 24 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 7 月 24 日 (予定)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
<p>第1条～第26条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条～第26条（現行どおり）</p> <p><u>（取締役との責任限定契約）</u></p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の <u>規定により、取締役（業務執行取締役 等であるものを除く。）との間に、任 務を怠ったことによる損害賠償責任 を限定する契約を締結することがで きる。ただし、当該契約に基づく責任 の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>第27条～第36条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第28条～第37条（現行どおり）</p> <p><u>（監査役との責任限定契約）</u></p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の <u>規定により、監査役との間に、任 務を怠ったことによる損害賠償責任を 限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度 額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>第37条～第44条（条文省略）</p>	<p>第39条～第46条（現行どおり）</p>

以上